

平成24年度第3年次編入学試験の概要

学部・学科名	環境科学部(若干名)	工学部(若干名)		
	環境建築デザイン学科 生物資源管理学科	材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科		
出願期間	平成23年8月5日(金)～8月11日(木)	平成23年7月11日(月)～7月15日(金)		
試験日	平成23年 9月7日(水)	平成23年 8月10日(水)		
合格発表	平成23年 9月16日(金)	平成23年 8月22日(月)		
入学手続期間	平成23年10月17日(月)～10月21日(金)	平成23年12月5日(月)～12月9日(金)		
試験科目	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> 【環境建築デザイン学科】 英 語(10:30～11:30) 小論文(13:00～15:00) 面 接(15:30～) </td> <td> 【生物資源管理学科】 英 語(10:30～11:30) 理 科(13:00～15:00) 面 接(15:30～) </td> </tr> </table>	【環境建築デザイン学科】 英 語(10:30～11:30) 小論文(13:00～15:00) 面 接(15:30～)	【生物資源管理学科】 英 語(10:30～11:30) 理 科(13:00～15:00) 面 接(15:30～)	英 語(9:00～10:30) 数 学(11:00～12:30) 専門科目(13:30～15:30) 面 接(16:00～)
【環境建築デザイン学科】 英 語(10:30～11:30) 小論文(13:00～15:00) 面 接(15:30～)	【生物資源管理学科】 英 語(10:30～11:30) 理 科(13:00～15:00) 面 接(15:30～)			
出願資格	(1) 高等専門学校を卒業した者および平成24年3月卒業見込みの者 (2) 短期大学を卒業した者および平成24年3月卒業見込みの者 (3) 大学を卒業した者および平成24年3月卒業見込みの者 (4) 大学に2年以上(休学期間を除く。)在学し、65単位以上[工学部は62単位以上]を修得した者および平成24年3月修得見込みの者(平成24年3月をもって2年間在学となる者を含む。) (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者および平成24年3月修了見込みの者(いずれも学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。) (6) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者(この場合は、事前に資格審査を行うので、出願前に教務グループへ問い合わせること。)			

平成24年度第3年次編入学試験の概要

学部・学科名	人間看護学部 人間看護学科	
選 抜 方 法	一 般 選 抜	社会人特別選抜
募 集 人 員	20名 (社会人特別選抜 若干名を含む。)	若干名
出 願 期 間	平成23年 8月5日(金)～8月11日(木)	
試 験 日	平成23年 9月 3日(土)	
合 格 発 表	平成23年 9月12日(月)	
入学手続期間	平成23年10月17日(月)～10月21日(金)まで	
試 験 科 目	英 語(9:00~10:30) 専 門 科 目(11:00~12:30) 面 接(13:30~)	英 語 (英和辞書1冊持込可、ただし電子辞書は不可) (9:00~10:30) 専 門 科 目 (11:00~12:30) 面 接 (13:30~)
出 願 資 格	次のいずれかに該当する者 (1)看護系短期大学を卒業した者または平成24年3月卒業見込みの者 (2)専修学校の認可を受けた看護専門学校を修了した者または平成24年3月修了見込みの者 <注意事項> ・「看護系短期大学」とは、「保健師助産師看護師法第21条第2号または第4号に規定する文部科学大臣の指定した短期大学」をいう。 ・「専修学校の認可を受けた看護専門学校」とは、「保健師助産師看護師法第21条第3号または第4号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所」をいう。 ・「専修学校の認可を受けた看護専門学校を修了した者又は修了見込みの者」は、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。	次の(1)および(2)を満たす者 (1)次のいずれかに該当する者 ①看護系短期大学を卒業した者 ②専修学校の認可を受けた看護専門学校を修了した者 <注意事項> ・「看護系短期大学」とは、「保健師助産師看護師法第21条第2号または第4号に規定する文部科学大臣の指定した短期大学」をいう。 ・「専修学校の認可を受けた看護専門学校」とは、「保健師助産師看護師法第21条第3号または第4号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所」をいう。 ・「専修学校の認可を受けた看護専門学校を修了した者」は、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。 (2)次の全ての要件に該当する者 ①上記出願期間の初日の1年前から引き続き滋賀県内で、保健師、助産師、または看護師として勤務している者 ②保健師、助産師、または看護師として3年間以上(平成24年3月末までの見込みを含む。)の実務経験を有する者